

相続専用定期預金 Baton

想いを受け継ぐ

期間
6カ月

スーパー定期
6カ月ものの
店頭表示金利に

プラス 年0.20%



相続専用定期預金「Baton ～想いを受け継ぐ～」

ご利用いただけるお客さま	<ul style="list-style-type: none"> ・相続手続き完了後1年以内に、相続により取得された資金を原資としてお預入れいただける個人のお客さま ※当金庫以外の金融機関で相続手続きを行い、取得されたご資金も対象となります ※お一人様1回、1店舗に限りお申込みいただけます
ご利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・相続により取得した資金でのお預入れに限ります ・相続により取得した資金でのお預入れであることを、以下①～③の書類をご提示いただくことで確認させていただきます ①金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 相続手続依頼書の写し、被相続人名義の解約済預金通帳と計算書の写し等 ②お預入れされる方が相続人であることを確認できる書類 戸籍謄本の写し、遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言検認済のもの)の写し、遺産分割協議書の写し等 ③預入原資が相続により引き継いだものであることを確認できる書類 相続手続依頼書の写し、被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し、遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言検認済のもの)の写し、遺産分割協議書の写し等
お預け入れ期間	6ヵ月(自動継続式)
お預け入れ金額	100万円以上 相続による取得資金の範囲内(1円単位)
適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 預入日のスーパー定期6ヵ月もの金額階層別店頭表示金利+年0.20% ・金利は税引前です ・お利息には復興特別所得税が追加課税されるため20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
満期日以後の取扱い	初回満期日にスーパー定期6ヵ月ものに自動継続し、自動継続後の適用金利は継続日におけるスーパー定期6ヵ月もの金額階層別店頭表示金利を適用します
満期日前解約時の取扱い	解約日の普通預金金利により預入日から解約日の前日までの日数で計算した満期前解約利息とともに支払います
その他の	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます(貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした金利) ・マル優利用資格を有するお客さまはお申出によりマル優の取扱いができます ・夢ネット支店、ATMおよびネットバンキングでの取扱いはできません ・ポイントサービスの特典による定期預金金利上乗せの重複適用はありません ・市場金利の動向等により、取扱期間中でも適用金利の変更または、取扱いを中止する場合があります ・通帳式のみのお取り扱いとなります ・預金保険制度の付保対象預金です 預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください